

様式第3号（第4条関係）

空き家の流通促進に関する協定書

高梁市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、高梁市空き家情報バンク制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家の流通促進に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、信義誠実の原則に立ち、実施要綱及びこの協定に基づき、高梁市空き家情報バンク制度を適切かつ円滑に推進するものとする。

2 この協定における用語の意義は、実施要綱第2条各号に規定するところによる。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、相互協力と連携により取り組むものとする。

- (1) 空き家の掘り起こし及び空き家情報バンク制度の推進に関すること。
- (2) 空き家に係る売買又は賃貸借の適正かつ円滑な推進に関すること。
- (3) その他空き家の解消と流通促進に関すること。

（乙の役割）

第3条 乙は、実施要綱及び高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）に従い、適正に役割を果たすものとする。

（苦情等の処理）

第4条 この協定に基づいて行う乙の業務に関して苦情若しくは紛争が発生した場合又は本協定に基づく業務に関し不正若しくは不誠実な行為をした場合には、乙の責任において全て処理するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、空き家情報バンク制度を運用する上で知り得た情報のうち、双方の協議において、秘密にすべきと判断された情報（以下「秘密情報」という。）に対して、秘密保持の義務を負うものとする。

2 甲及び乙は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する秘密情報を他に漏らしてはならない。

（協定の取消し）

第6条 甲は、乙がこの協定に違反したとき、又は取扱要領第6条第1項に規定する登録事業者の登録を取り消したときは、催告しないでこの協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除されたことにより、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責めを負わない。

（協議）

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 高梁市松原通2043番地
高梁市
高梁市長

乙